

特裁ガイドライン改正に向けての検討結果(案)

1. 農薬

- (1) 節減対象でない農薬の考え方と表示方法
- (2) 節減対象の化学合成農薬の考え方と表示方法

2. 化学肥料の表示方法

3. 栽培期間の考え方等

4. その他

- (1) 慣行基準の見直し
- (2) 不適切な表示
- (3) 改正ガイドラインの施行

1. 農薬

(1) 節減対象でない農薬の考え方と表示方法

- 有機農産物JAS規格別表2で示す農薬は、節減対象農薬としてカウントしない。
また、化学合成でない農薬とは、有効成分が化学的に合成されていない農薬と整理する
- 節減対象でない農薬を使用した場合、一括表示欄でその農薬の一般名を表示することは不要(任意)とする
- 農薬(天敵及び特定農薬を含まない)を全く使わない場合、「農薬:栽培期間中不使用」、節減対象でない農薬を使用した場合、「節減対象農薬:栽培期間中不使用」と表示方法を変更してはどうか

(検討会、パブリックコメント等での主な意見)

- ・コーデックスガイドラインで示され、有機農産物JAS規格で使用可能な農薬であるので、整合性をとって、節減対象外とすることがよい。
- ・消費者にも理解を深めてもらい、生産者にも取り組みやすい仕組みにすることが重要。
- ・化学合成農薬の判断が困難。都道府県によって取扱いが異なっている。スピノサド(天然物由来殺虫剤)、ミルベメクチン(殺ダニ剤)、カスガマイシンやポリオキシシン(抗生物質殺菌剤)、ピアラホス(アミノ酸系除草剤)、ヒドロキシプロピルデンポンは化学合成農薬に該当するのか。
- ・「農薬不使用」の記述の後に「○○(農薬名)使用」とあると、消費者は混乱してしまうので、任意表示とするのがよい。

(用語の意味)

用語	定義	出典又は参考
化学合成	化学的手段(生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない)によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させること	特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(第3 定義)
生物農薬	生物を生きた状態で防除に利用するもの(死菌も含む)	＜参考＞農薬ハンドブック((財)日本植物防疫協会編集)
天然物由来農薬(生物由来農薬)	天然に存在する無機物や生物由来の物質を主成分とするもの。天然物そのものを用いる以外にも、製剤化等の目的に応じた化学合成を経る場合もある	

→ガイドライン(第2 生産の原則)で、「(略)農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減(略)」と示すとおり、土づくり等を行うことで農薬等の使用を節減することを意図している。本ガイドラインの中で、特定の農薬を「節減対象としない」とは、その農薬の「使用を勧める」を意味しているのではないことに留意。

(農薬の使用状況に対応する表示方法(現行))

化学合成農薬		左欄以外			必ず表示する事項
節減対象の 化学合成農薬	性フェロモン 等誘引剤	化学合 成以外	天敵等		
慣行の5割以下	不使用	※	※	→	化学合成農薬:当地比○割減(使用回数)
慣行の5割以下	使用	※	※	→	化学合成農薬:当地比○割減(使用回数) (○○(性フェロモン等誘引剤)使用)
不使用	使用	※	※	→	化学合成農薬:栽培期間中不使用 (○○(性フェロモン等誘引剤)使用)
不使用	不使用	使用	※	→	化学合成農薬:栽培期間中不使用
不使用	不使用	不使用	使用	→	農 薬 :栽培期間中不使用 (○○(天敵、特定農薬)使用)
不使用	不使用	不使用	不使用	→	農 薬 :栽培期間中不使用



(改正案)

節減対象の 化学合成農薬	有機JAS、生物 又は天然物由来	天敵、特 定農薬		必ず表示する事項
慣行の5割以下	※	※	→	節減対象農薬:当地比○割減
不使用	※	※	→	節減対象農薬:栽培期間中不使用
不使用	不使用	※	→	農 薬 :栽培期間中不使用

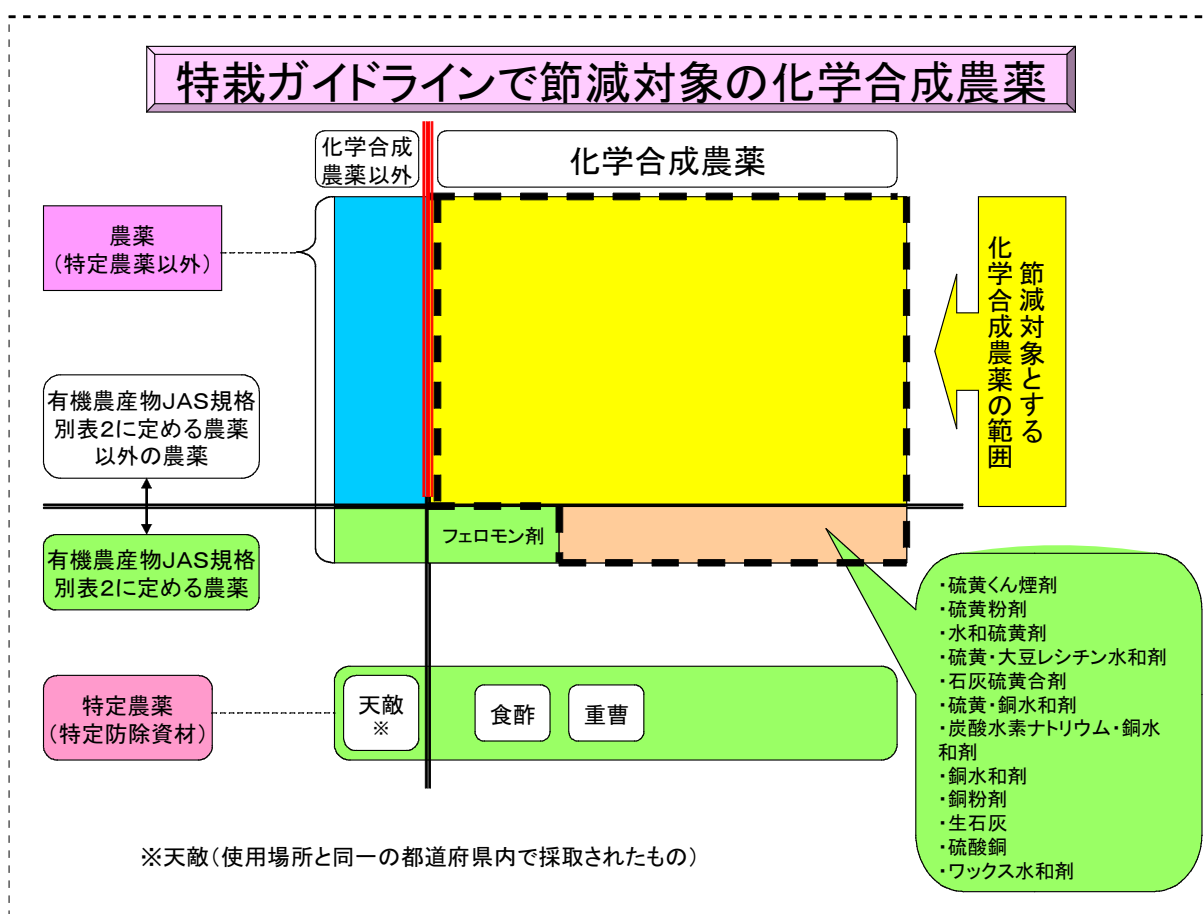
※欄については、使用・不使用を問わない

(2) 節減対象の化学合成農薬の考え方と表示方法

- 使用回数を地域の慣行から5割低減した場合、一括表示欄に「節減対象農薬：当地比5割減」と表示してはどうか
- 実際に使用した農薬の一般名、用途、使用回数はセット表示欄に表示するが、セット表示欄での表示が困難な場合、その他の方法で情報提供することも可能とし、その場合は情報の入手方法を一括表示欄に明記することとしてはどうか

(検討会、パブリックコメント等での主な意見)

- ・現行の表示ルールは複雑。消費者にとって、わかりやすい表示方法とするべき。
- ・現行の表示ルールは、ネガティブ情報の表示となっており、慣行の農産物より不利な扱いになっている。農薬等の使用状況は、知りたい人が情報を得られるよう、情報提供の方法を工夫したらよい。
- ・資材の使用状況を包装資材に表示あるいは店頭で確認可能という、現行の表示ルールに対応できる生産者や流通・小売りは少ない。



特別栽培農産物の表示例(現行)

(一括表示欄のみの場合)

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

農薬 : 栽培期間中不使用
(食酢使用) (注1)

化学肥料 : 当地比10割減(窒素成分)
(硫酸カリ使用) (注2)

栽培責任者 ○○○○
住所 ○○県○○町△△
連絡先 TEL 0000-00-0000

確認責任者 △△△△
住所 ○○県○○町□□
連絡先 TEL 0000-00-0000

一括表示欄

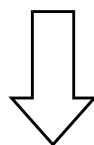
注1 「農薬:栽培期間中不使用」表示の場合で、天敵及び特定農薬を使用した場合、一般名を表示

・チリカブリダニ
・重曹 等

注2 化学肥料(窒素成分)を使用しないが、窒素成分以外の化学肥料を使用した場合、「当地比10割減(窒素成分)」とした上で、当該肥料の一般名を表示

・リン酸苦土肥料
・硫酸マンガン肥料 等

※削減対象となっている化学合成農薬と化学肥料(窒素成分)のいずれも不使用の場合、セット表示は不要



(修正案)

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

農薬 : 栽培期間中不使用

化学肥料(窒素成分): 栽培期間中不使用

栽培責任者 ○○○○
住所 ○○県○○町△△
連絡先 TEL 0000-00-0000

確認責任者 △△△△
住所 ○○県○○町□□
連絡先 TEL 0000-00-0000

一括表示欄

✓ 農薬を使用しない場合
(天敵及び特定農薬は不問)

✓ 化学肥料(窒素成分)を使用しない場合
(窒素成分以外の化学肥料は不問)

※削減対象の化学合成農薬を使用していない場合、セット表示は不要

特別栽培農産物の表示例(現行)

農林水産省新ガイドラインによる表示		
特別栽培農産物		
化学合成農薬: 当地比5割減(使用回数) (◆◆(性フェロモン剤等の成分名)使用)		
化学肥料: 当地比5割減(窒素成分)		
栽培責任者	〇〇〇〇	
住所	〇〇県〇〇町△△	
連絡先	TEL 0000-00-0000	
確認責任者	△△△△	
住所	〇〇県〇〇町□□	
連絡先	TEL 0000-00-0000	

一括表示欄

節減対象外の化学合成資材を使用した場合、当該資材の名称を表示
・リトルア剤(性フェロモン剤)など

化学合成資材の使用状況		
使用資材名	用途	回数・量
〇〇〇〇	殺菌	1回
△△△△	殺虫	2回
□□□□	除草	1回
▽▽▽	元肥	窒素4kg/10a
◇◇◇	追肥	窒素1kg/10a

セット表示欄

使用資材名は商品名でなく、主成分を示す一般的名称を表示

資材使用状況の異なる農産物が混合されている場合、最大値を記載

化学肥料については、「元肥」「追肥」を区別して表示

消費者が店舗で確認できる場合には、インターネット(HPアドレスを表示)やポップでの表示が可能

(修正案)

農林水産省新ガイドラインによる表示		
特別栽培農産物		
節減対象農薬: 当地比5割減		
化学肥料(窒素成分): 当地比5割減		
栽培責任者	〇〇〇〇	
住所	〇〇県〇〇町△△	
連絡先	TEL 0000-00-0000	
確認責任者	△△△△	
住所	〇〇県〇〇町□□	
連絡先	TEL 0000-00-0000	
※農薬等使用状況は http://www.xxx.xx		

一括表示欄

- ✓ 節減対象の農薬及び化学肥料のうち窒素成分に関する情報であることを明示
- ※「化学合成農薬: 当地比〇割減(使用回数)」→「節減対象農薬: 当地比〇割減」と表示
- ✓ 節減対象でない資材を使用した場合、当該資材の名称を表示することは任意
- ✓ 節減対象農薬の使用状況は、消費者が必要に応じて確認できること。容器包装類での表示(セット表示欄)が困難な場合、インターネット等での表示が可能

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
〇〇〇〇	殺菌	1回
△△△△	殺虫	2回
□□□□	除草	1回

セット表示欄

* セット表示欄を省略する場合、一括表示欄に、HPアドレスや二次元バーコード等で情報の入手先を表示

2. 化学肥料の表示方法

- 化学肥料のうち、窒素成分のみを表示の対象とすることを明確に示すとともに、窒素成分を含まない化学肥料のみを使用した場合、一括表示欄でその化学肥料の種類を表示することは不要とする
- セット表示欄での表示は不要とする

(検討会、パブリックコメント等での主な意見)

- ・対象としている化学肥料(窒素成分)の節減が一括表示欄で明確に示せるので、セット表示欄での表示は不要。

(化学肥料の使用状況に対応する表示方法(現行))

化学肥料(窒素成分含有)	化学肥料☆ (窒素成分無)	化学肥料以外の肥料	必ず表示する事項
慣行の5割以下	※	※	化学肥料: 当地比○割減(窒素成分)
不使用	使用	※	化学肥料: 当地比10割減(窒素成分) (☆(化学肥料名)使用)
不使用	不使用	使用	化学肥料: 栽培期間中不使用



(改正案)

化学肥料(窒素成分含有)	化学肥料 (窒素成分無)	化学肥料以外の肥料	必ず表示する事項
慣行の5割以下	※	※	化学肥料(窒素成分): 当地比○割減
不使用	※	※	化学肥料(窒素成分): 栽培期間中不使用

※欄については、使用・不使用は問わない

(セット表示欄の表示例 (現行))

化学合成資材の使用状況		
使用資材名	用途	回数・量
▽▽▽	元肥	窒素 4kg/10a
◇◇◇	追肥	窒素 1kg/10a

(改正案)

表示(情報提供を含む)は任意

3. 栽培期間の考え方等

- 農薬不使用の種子・苗等の入手(購入)が困難な場合、入手以前に使用された農薬は節減対象としてはカウントしないこととしてはどうか。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用された農薬等は節減対象としてカウントする
- 生産ほ場に設置する看板は、対象ほ場と栽培管理記録簿等とが符合するのに必要な情報のみを記載することとし、栽培責任者の連絡先等は省略可能とする

(検討会、パブリックコメント等での主な意見)

- ・通常に入手可能な購入種子は、種子消毒に数剤の農薬が使用されている。合算すると、本圃で使用できる農薬がほとんどない。
- ・ほ場の看板について、続けて特裁に取り組む場合、作期ごとに書き換えるのではなく、最初の起点を示す等、簡略化してほしい。

(用語の意味)

用語	定義	出典
生産過程等	当該農作物の生産過程(当該農作物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調製を含む。以下同じ。)及び前作の収穫後から当該農作物の作付けまでの期間のほ場管理をいう	特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(第3 定義)
栽培期間中	特別栽培農産物の生産過程等の期間をいう	

(看板表示参考様式例(修正案))

特別栽培農産物生産ほ場 (農林水産省新ガイドラインによる)		
ほ場番号 ○	面積 ○	アール
特別栽培開始年月日	○年○月○日	
栽培責任者 氏名	○○	○○

←継続的に取り組む場合、栽培管理記録簿等で確認できる年月日を記載

4. その他

(1) 慣行基準の見直し

○地方公共団体等は栽培技術、品種、農薬、肥料等の開発・普及状況を踏まえ、慣行基準を定期的に見直すことを引き続き周知する

(検討会、パブリックコメント等での主な意見)

- ・慣行基準について、マイナー作物では設定されていなかったり、地域で差がみられるなどの課題がある。

→慣行基準を、定期的に見直すこと。見直しに当たっては、周辺地域の同一の作型での基準を参考にする、等を周知する。

(2) 不適切な表示

○優良誤認を招くおそれのある「無農薬」「無化学肥料」と、基準等が不明なで曖昧なわかりにくい「減農薬」「減化学肥料」は不適切な表示であり、表示禁止事項であることを引き続き周知する

(検討会、パブリックコメント等での主な意見)

- ・「無農薬」等の表示は、ガイドラインで表示禁止事項となっており、市場や店頭での当該表示はかなり少なくなっているが、さらに取り締まり等、継続して行う必要がある。

→引き続き、周知に努める。

(3) 改正ガイドラインの施行

○改正ガイドラインは所定の手続き後、平成19年4月目途の施行を予定。改正ガイドライン施行後であっても、現行ガイドラインに基づく栽培計画での農産物や、印刷済みの包材等は使用可能とする。

(検討会、パブリックコメント等での主な意見)

- ・改正案施行前に栽培を開始した農作物の表示はどうすればよいのか。現行ガイドラインに基づく表示の包材等は継続して使用できるか。

→今回の改正は、規制を緩和する方向での改正。節減対象資材が一部変更になっていることから、使用回数等の確認を行うこと、それに基づいた表示方法に改めること等が必要となるが、取組可能な生産者等から順次開始することを可能とするため、経過措置はとらない。

ただし、改正前の栽培計画に基づいた出荷の場合は、現行ガイドラインに基づく表示も可能。また、包材が残っているなどの事情がある場合、優良誤認を招く不適切な表示でないことを条件に、現行ガイドラインに基づく表示も引き続き可能とする。

<参考>

有機農産物JAS規格(別表2 農薬)

	農薬名	有効成分	種類	
1	デンプン水和剤	デンプン	天然殺虫剤	有機(天然)
2	脂肪酸グリセリド乳剤	脂肪酸グリセリド	天然殺虫剤	有機(天然)
3	除虫菊乳剤	ピレトリン	天然殺虫剤	有機(天然)
4	なたね油乳剤	なたね油	天然殺虫剤	有機(天然)
5	マシン油エアゾル	マシン油	天然殺虫剤	無機(天然)
6	マシン油乳剤	マシン油	天然殺虫剤	無機(天然)
7	大豆レシチン・マシン油乳剤	マシン油、大豆レシチン	天然殺虫剤	
8	シイタケ菌糸体抽出物液剤	シイタケ菌糸体抽出物	天然物殺菌剤	有機(合成)
9	クロレラ抽出物液剤	クロレラ抽出物	植物成長調整剤	有機(天然)
10	混合生薬抽出物液剤	混合生薬抽出物	植物成長調整剤	有機(天然)
11 ☆	硫黄くん煙剤	硫黄	殺菌剤	無機
12 ☆	硫黄粉剤	硫黄		無機
13 ☆	水和硫黄剤	硫黄		無機
14 ☆	硫黄・大豆レシチン水和剤	硫黄、大豆レシチン		
15 ☆	石灰硫黄合剤	全硫化態硫黄		無機
16 ☆	硫黄・銅水和剤	硫黄、銅	殺菌剤	無機
17 ☆	炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	炭酸水素ナトリウム、銅	殺菌剤	無機
18 ☆	銅水和剤	銅		無機
19 ☆	銅粉剤	銅		無機
20 ☆	硫酸銅	銅		無機
21 ☆	生石灰	酸化カルシウム	殺菌剤	無機
22	天敵等生物農薬		生物農薬	生物
23 □	性フェロモン剤			有機(合成)
24 □	メタアルデヒド粒剤	メタアルデヒド	殺虫剤	有機(合成)
25 ☆	ワックス水和剤		蒸発抑制剤	有機(合成)
26 ☆	二酸化炭素くん蒸剤	二酸化炭素	くん蒸剤	無機
27	ケイソウ土粉剤	ケイソウ土	天然殺虫剤	有機(合成)
28 ○	食酢		特定農薬	
29 ○	重曹		特定農薬	
30 ●	展着剤(カゼイン又はパラフィン)			

☆□○● 化学合成により製造される可能性のあるもの

□ トラップ中で使用

○ 特定農薬*

● 農薬でないもの

現行ガイドラインで節減対象外

* その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれのないことが明らかなもの

有効成分別生産金額

H17農薬年度(H16年10月～H17年9月)

	種類	生産金額	%	
a	合計 無機	8,172,864	2.2	5, 6, (7), 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 26
b	有機(天然)	372,246	0.1	1, 2, 3, 4, (7), 9, 10, (30)
c	有機(合成)	376,398,248	97.7	8, 23, 24, 25, 27, (30)
d	生物農薬	2,209,540	0.6	22
e	その他	39,737	0.0	21
	総計	387,192,635	100.0	

有効成分別生産金額表

(単位：千円、%)

種 類			15 年		16 年		17 年	
			金 額	%	金 額	%	金 額	%
殺 虫 剤	無 機 (a)	マ シ ン 油 剤	1,728,280	0.4	1,798,939	0.5	1,751,961	0.5
		そ の 他	54,694	0.0	72,974	0.0	72,974	0.0
		計	1,782,974	0.4	1,871,913	0.5	1,824,935	0.5
	有 機 (天然) (b)	除 虫 菊 剤	201,037	0.1	163,753	0.0	147,238	0.0
		デ リ ス 剤	9,560	0.0	6,674	0.0	6,674	0.0
		ニ コ チ ン 剤	142,444	0.0	0	0.0	0	0.0
	有 機 (合成) (c)	そ の 他	383,635	0.1	769,835	0.2	196,417	0.1
		計	736,676	0.2	940,262	0.2	350,329	0.1
		り ん 剤	36,420,049	9.3	32,038,312	8.5	32,845,064	8.5
	有 機 (合成) (c)	塩 素 剤	8,470,181	2.2	8,395,783	2.2	8,513,933	2.2
		カーバメート剤	7,654,899	1.9	5,870,494	1.6	5,955,488	1.5
そ の 他		92,422,512	23.5	92,940,830	24.6	94,171,429	24.3	
(d) 生 物 農 薬	計	144,967,641	36.9	139,245,419	36.9	141,485,914	36.5	
	計	1,148,234	0.3	1,791,340	0.5	1,785,513	0.5	
	合 計	148,635,525	37.8	143,848,934	38.1	145,446,691	37.6	
殺 菌 剤	無 機 (a)	銅 剤	2,754,721	0.7	2,799,907	0.7	3,408,706	0.9
		硫 黄 剤	1,243,451	0.3	1,211,022	0.3	880,672	0.2
		そ の 他	196,090	0.1	181,379	0.0	193,648	0.1
	有 機 (合成) (c)	計	4,194,262	1.1	4,192,308	1.0	4,483,026	1.2
		硫 黄 剤	9,341,537	2.4	7,888,547	2.1	8,143,595	2.1
		抗 生 物 質 剤	6,415,125	1.6	5,413,565	1.4	5,201,739	1.3
	有 機 (合成) (c)	り ん 剤	2,352,660	0.6	2,474,648	0.7	2,011,490	0.5
		そ の 他	87,066,920	22.1	83,032,100	22.0	85,998,723	22.2
		計	105,176,242	26.7	98,808,860	26.2	101,355,547	26.1
	(d) 生 物 農 薬	計	573,741	0.1	308,559	0.1	424,027	0.1
		合 計	109,944,245	27.9	103,309,727	27.3	106,262,600	27.4
除 草 剤		(a) 無 機	1,228,215	0.3	1,203,973	0.3	1,063,487	0.3
	(c) 有 機 (合 成)	119,677,223	30.4	116,233,114	30.8	119,461,772	30.9	
	(d) 生 物 農 薬	23,850	0.0	2,781	0.0	0	0.0	
	合 計	120,929,288	30.7	117,439,868	31.1	120,525,259	31.2	
そ の 他	(a) 無 機	782,153	0.2	790,721	0.2	801,416	0.2	
	(b) 有 機 (天 然)	39,458	0.0	27,719	0.0	21,917	0.0	
	(c) 有 機 (合 成)	13,413,335	3.4	12,352,611	3.3	14,095,015	3.6	
	(d) そ の 他	81,770	0.0	58,852	0.0	39,737	0.0	
	合 計	14,316,716	3.6	13,229,903	3.5	14,958,085	3.8	
計	(a) 無 機	7,987,604	2.0	8,058,915	2.0	8,172,864	2.2	
	(b) 有 機 (天 然)	776,134	0.2	967,981	0.2	372,246	0.1	
	(c) 有 機 (合 成)	383,234,441	97.4	366,640,004	97.2	376,398,248	97.1	
	(d) 生 物 農 薬	1,745,825	0.4	2,102,680	0.6	2,209,540	0.6	
	(e) そ の 他	81,770	0.0	58,852	0.0	39,737	0.0	
総 計			393,825,774	100.0	377,828,432	100.0	387,192,635	100.0